

平成24年度
行財政改革の取組状況について

～ 行財政改革推進委員会資料 ～



平成25年3月

大分県佐伯市
総務部総務課

目 次

I	佐伯市の行財政改革について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	平成24年度の行財政改革の取組状況・・・・・・・・・・	3
1	定員管理と総人件費の抑制・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	組織改編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	職員の意識改革と資質向上・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4	財政運営の健全化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5	個別事業実施計画の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・	9
III	今後の財政収支の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
【資料】		
1	今後の財政収支の見通し（平成24年11月試算）・・・・・	18
2	職員の年齢構成（平成25年度見込み）・・・・・・・・・・	20
3	県内類似都市との職員数の比較・・・・・・・・・・・・・	21
4	行財政改革推進プランの推進体制・・・・・・・・・・・・・	24
5	佐伯市行財政推進委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
6	佐伯市行財政改革推進本部本部員及び検討部会員名簿・・・・・	26
7	関係条例等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27

I 佐伯市の行財政改革について

＝第1期行財政改革推進プラン「平成17～21年度」＝

〔基本的方針〕

◎平成21年度末の取崩型の基金残高を20億円以上保有する。

→80億円以上保有。[9,413百万円]

◎平成21年度末の職員数を1,100人以下とする。

→平成22年度当初で1,044人。

〔今後の課題〕

1. 多額の市債（借入金）残高と経常収支比率の動向
2. 交付税加算措置の段階的な廃止及び人口減に伴う普通交付税の減少
3. 職員数の削減と市民サービスの維持

第1期プランの基本的な方針とした、「平成21年度末の取崩し型の基金残高を20億円以上保有する」、「平成21年度末の職員数を1,100人以下とする」の二つの目標値については、下記のとおり達成しました。

○ 取崩し型基金残高の状況（行革プラン対象基金）

（単位：百万円）

年 度	H17	H18	H19	H20	H21
プラン策定時の見込	6,811	6,361	4,949	2,813	25
実 績	7,113	7,378	8,012	8,418	9,413

○ 職員数の推移

（単位：人）

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
合併協の適正化計画	1,294	1,245	1,232	1,212	1,181	1,152	1,121
プラン策定時の見込	1,294	1,233	1,194	1,169	1,144	1,117	1,081
実 績	1,294	1,233	1,192	1,141	1,105	1,075	1,044
（うち、消防職員数）	(118)	(120)	(121)	(120)	(120)	(119)	(116)

＝第2期行財政改革推進プラン「平成22～26年度」＝

〔基本の方針〕

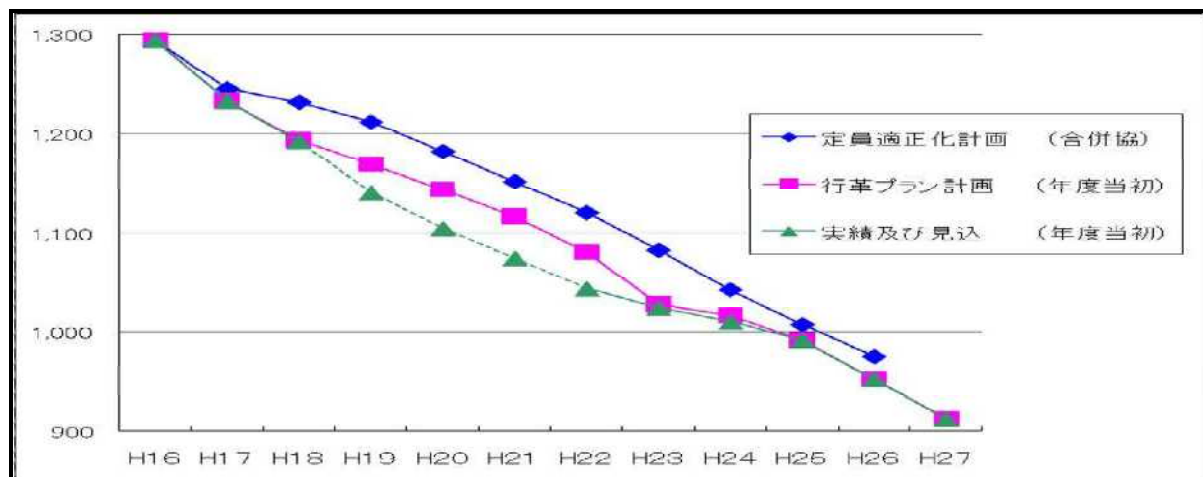
◎平成26年度末の市債残高を21年度末から100億円削減する。
 （臨時財政対策債、減税補てん債等の普通建設事業以外に係る市債を除く。）

◎平成26年度末の職員数を920人以下とする。

（単位：人）

※職員数の推移	実 績									見 込 み		
年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
適正化計画	1,294	1,245	1,232	1,212	1,182	1,152	1,121	1,083	1,043	1,008	976	
プラン計画	第1期プラン期間					第2期プラン期間						
	1,294	1,233	1,194	1,169	1,144	1,117	1,081	1,028	1,017	992	953	913
実績及び見込	1,294	1,233	1,192	1,141	1,105	1,075	1,044	1,025	1,010	981	953	913
当該年度末退職数	75	42	54	56	44	44	34	31	48	42		
次年度当初採用数	14	1	3	20	14	14	15	16	19	14		

※H24年度末退職数及び次年度採用数は予定



職員数の推移の表から、平成25年度当初の職員数は981人が見込まれ、合併年度の平成16年度当初と比較して313人の削減がされたことになります。

第2期行革プランの基本の方針である「平成26年度末の職員数920人以下」を目指す中で、本年度はプラン以上に順調な削減となっており、今後も引き続き、新規採用職員の抑制、業務の民間委託、職員の臨時嘱託化等を継続して進めていきます。

Ⅱ 平成 24 年度の行財政改革の取組状況

第 2 期プランの 3 年目にあたる本年、職員数の削減、職員給与カット等の総人件費の抑制、民間委託の推進、事務事業の見直し等を引き続き継続しました。

主な取り組みとしては、清掃課の収集係の臨時・嘱託化、健康増進課の分室統合、給食センターの民間委託等の検討をしてきました。

具体的には、平成 25 年度から清掃課の収集係を廃止し庶務係に業務を移管、健康増進課の保健係と東部分室、西部第 1 分室と西部第 2 分室の統合、堅田給食センターの民間委託が実施される見通しとなりました。

事務事業の見直しとしては、各種補助金の見直し、し尿処理施設（クリーンセンター）の維持管理業務の見直しを行いました。

組織のスリム化については、業務量予定調査を実施し、各部署の業務量等を把握し、業務量に見合った人員配置の検討を行いました。

職員数が減少していく中で、職員に課せられる業務量の増加や業務内容の質の変化への対応が求められています。限られた職員数で業務をスムーズに遂行していくためには、職員の資質の向上が最も重要な課題となります。この課題に対し、任意で受講していた研修を、職位や年齢に応じた階層別の研修受講計画を定めた佐伯市職員研修実施計画を策定し、研修制度の充実に取り組みました。

平成 25 年度の職員配置については、平成 24 年度退職者の補充を、新規採用、業務の民間委託等による削減で対応するとともに、人材育成の観点から大分県を対象とした職員派遣研修を引き続き行う予定にしています。定員管理及び組織改編の詳細は次のとおりです。

1 定員管理と総人件費の抑制

(1) 定員管理

職員数の削減については、第 1 期プラン期間（平成 17 年度当初～平成 22 年度当初）で 189 人の削減が行われ、「行革プラン」で策定した定員管理計画を大きく上回るスピードで行政組織のスリム化が行われています。第 2 期プランの 3 年目となる本年度も計画以上の削減が見込まれており、プランどおり削減することで、平成 17 年度当初から平成 27 年度当初まで（10 か年）の削減予定者数は 320 人となる見込みです。

【「見直し職員数」に係る試算条件】

- ・平成 24 年度は退職予定者等 48 人、新規採用者 19 人の見込みです。
- ・平成 25 年度については、退職者 42 人、新規採用者 14 人とししました。
- ・「適正化計画」とは、平成 16 年度に合併協議会で定めた「定員適正化 10 か年計画」をいいます。

（２）総人件費の抑制

人革プランに掲げた総人件費の抑制は、職員数の削減と職員給与費等の削減が主なものであり、「月額給与５％カット」「管理職手当の２０％カット」「特殊勤務手当の削減」等を前年度に引き続き実施しました。人件費の推移は下表のとおりです。

（普通会計）		（単位：百万円）											
※人件費の推移		実 績							見 込 み				
年 度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
プラン計画		第1期プラン期間						第2期プラン期間					
（財政収支の見通し）		11,581	9,446	9,047	8,915	8,864	90,64	8,460	8,913	8,453	8,725	8,444	
総人件費		10,767	9,772	9,694	9,717	9,147	9,044	8,375	8,450	8,625	8,601	8,583	
（うち退職金）		1,422	891	1,293	1,439	1,040	1,182	785	777	1,104	1,259	1,446	
（退職金以外）		9,345	8,881	8,401	8,278	8,107	7,862	7,590	7,673	7,521	7,342	7,137	

２ 組織改編

平成 25 年度の組織改編については、民間委託、業務の見直し及び集約化等により、退職者 48 人に対し 19 人の新規採用を行う予定です。また、職員の資質向上と人材育成を重視する取り組みとして、引き続き大分県への派遣を実施するなど、組織の発展と活性化につながる人づくりの改編としました。組織改編の詳細は次のとおりです。

○平成 25 年度組織の改編内容

（１）業務の民間委託（２ポストの削減）

学校給食室	２人（堅田給食センターの民間委託）
-------	-------------------

（２）職員の臨時・嘱託化（５ポストの削減）

情報推進課	１人（ケーブルテレビ係：事務職員の臨時化）
こども福祉課	１人（保育士の臨時化）
教育総務課	３人（学校主事の嘱託化）

（３）適正配置の見直し等（１０ポストの削減）

弥生振興局	１人（市民サービス課：適正配置の見直し）
本匠振興局	１人（市民サービス課：適正配置の見直し）
宇目振興局	１人（市民サービス課：適正配置の見直し）
直川振興局	１人（市民サービス課：適正配置の見直し）
鶴見振興局	１人（市民サービス課：適正配置の見直し）

米水津振興局	1 人（市民サービス課：適正配置の見直し）
蒲江振興局	1 人（市民サービス課：適正配置の見直し）
企画課	1 人（総合政策係：適正配置の見直し）
保険課	1 人（国民健康保健係：適正配置の見直し）
生活排水対策課	1 人（生活排水業務係：適正配置の見直し）

（４）県派遣等の終了（４ポストの削減）

総務課	1 人（大分県法務室派遣）
財政課	1 人（大分県市町村振興課派遣）
契約検査課	1 人（大分県公共工事入札管理室課派遣）
商工振興課	1 人（大分県東京事務所派遣）

（５）その他（２６ポストの削減）

企画課	4 人（まちづくり推進係：新設のまちづくり推進課へ移管）
市民課	1 人（市民係、戸籍係の統合による係長ポストの減）
生活環境課	1 人（環境保全係、環境衛生係の統合による係長ポストの減）
清掃課	3 人（収集係：係を廃止し、その業務を庶務係に移管）
健康増進課	1 人（保健係、東部分室の統合による係長ポストの減）
都市計画課	1 人（計画係、区画整理係の統合による係長ポストの減）
大手前開発推進室	1 人（大手前開発推進室の廃止による減）
農林水産部	1 人（部全体の体制を見直し、所掌事務の集約による減）
教育委員会	1 人（スポーツ振興課、学校給食室の統合による課長ポストの減）
教育総務課	1 人（学校主事の退職不補充）
学校給食室	1 人（給食調理員の退職不補充）

（６）組織強化及び業務量の増加等による増員（１６ポストの増加）

防災危機管理課	2 人（防災危機管理係：業務量の増加及び組織強化）
まちづくり推進課	1 人（課の新設）
まちづくり推進課	4 人（まちづくり推進係：企画課まちづくり推進係の業務を移管）
まちづくり推進課	4 人（大手前開発係：大手前開発推進室の業務を移管）
清掃課	1 人（庶務係：収集係の業務を移管）
こども福祉課	1 人（家庭児童相談係：臨床心理士の新採用）
社会福祉課	2 人（指導監査係：係の新設）
健康増進課	1 人（健診係：組織強化）

(7) 県派遣等による増員（2ポストの増加）

総務課	2人（大分県市町村振興課、大分県法務室派遣）
-----	------------------------

(8) 名称変更等

①生活環境課を <u>環境対策課</u> に名称変更 (理由) 業務内容がわかりやすい課名にしたいため。
②障害福祉係を <u>障がい福祉係</u> に名称変更 (理由) 否定的なイメージがある「害」の漢字を使用しないようにしたいため。
③西部第1分室と西部第2分室を統合し <u>西部分室</u> を設置 (理由) 分室を統合することで効率的な業務運営を図る。
④道路係を <u>道路改良係</u> に、施設保全係を <u>道路維持係</u> に名称変更 (理由) 業務内容がわかりやすい係名にしたいため。
⑤維持管理係を <u>住宅係</u> に名称変更 (理由) 業務内容がわかりやすい係名にしたいため。
⑥計画係と区画整理係を統合し、 <u>計画・区画整理係</u> を設置 (理由) 係を統合することにより効率的な業務運営を図る。
⑦スポーツ振興課と学校給食室を統合し、 <u>体育保健課</u> を設置 (理由) 課を統合することにより効率的な業務運営を図る。

3 職員の意識改革と資質向上

第2期プランの目標に掲げる平成26年度末の職員数920人以下の達成に向けた取り組みの中で、職員に課せられる業務量の増加や業務内容の質の変化への対応が、今以上に求められると考えます。限られた職員数で、質の高い市民サービスを提供することが、われわれ市職員としての責務であり、義務であると考えます。そのためには、職員一人一人の能力を高めるとともに、職員の意識啓発を行い、資質の向上に努めなければなりません。

これまでの取り組みとして平成22年度には、人材育成基本方針を策定し、平成23年度には人事考課制度を試行導入し職員の資質向上に努めてきました。

平成24年度の取り組みとしては、職位や年齢に応じた階層別の研修受講計画を定めた佐伯市職員研修実施計画を策定し計画的な研修受講を促進しました。

また、新採用職員の1年目の業務への取り組みが、その職員の将来に大きく影響すると考え、新採用職員サポーター制度を新設しました。この制度は新採用職員の配属先でサポートする職員を所属長が指名し、職場研修として日々の業務の中で指導、育成していくものです。

今後は、職場研修の強化を行い、職場でより高い能力を持った職員を育成していくとともに、効果的な職員研修のあり方を整理し、市民から一層信頼される職員になるための人材育成を図っていきます。

4 財政運営の健全化

(1) 投資的経費の抑制

投資的経費については、決算規模を年平均 80 億円以内（国の経済対策は除く。）としており、大規模事業の進捗状況を見据えたうえで、計画以上の過度な支出が生じないように市債の新規発行の抑制及び充当一般財源の節減を図ります。

(2) 市税等の収入の確保

ア 市税等の税収の確保

市税は自治体の基幹的な自主財源であり、その公平かつ公正な賦課徴収は地方自治体の使命です。本市の自立性を高めるためにも、市税の徴収強化により歳入を安定的に確保しなければなりません。

徴収の強化については、未納者への早期対応、年間スケジュールの策定と検証、滞納整理強化月間の設定などにより滞納者・滞納額を減少させるとともに、自主納付の意志がない滞納者には不動産・給与・預金・生命保険等の財産差押えや、家宅捜索・公売を強力に行い、徴収率の目標値（平成 29 年度目標値 現年度 98.5% 過年度 20.0%）達成に努めます。また、永年未処理のままになっている高額・困難滞納案件を整理するために、平成 23 年度から 2 名の担当職員を配置して累積滞納者への対応を強化するとともに、未納通知・催告書・差押予告書による来庁納税指導で自主納付の勧奨を今後も継続して行い、健全な納期内納付者の増加に努めます。

困難案件が増加傾向にある収納業務について、体制の充実・強化を図るため、平成 22 年度から自治大学校税務専門課程「徴収事務コース」（45 日間）に職員を派遣し、より高度な専門知識の習得と差押え等滞納処分のレベルアップに努めています。また、「安全で安心、納め忘れない」口座振替も推進します。

以上の取り組みにより税収の確保に努め、自主財源の安定的な確保を図ります。

イ 各種使用料の徴収

・保育料

こども福祉課では、保育所保育料の徴収率の向上を図り、保育所運営に係る貴重な財源を確保するとともに、納入世帯と滞納世帯との公平性を正しくするために、保育料の徴収強化に取り組んでいます。

保育料が納入期限までに納入されない場合は、保育料の督促状の送付や催告書を保育所経由で保護者に手渡すことにより納付のお願いをしています。

通知書によっても納付がない場合は、電話催促や面談の機会を設け、児童手当を活用する計画的な納付を促します。一度に支払いが困難な場合には分納誓約書の取り交わしを行い完納への指導を行っております。

昨年度（平成 23 年度）は一定の成果として現年徴収率 99.09%（平成 22 年度 98.89%）滞

納分 26.27%（平成 22 年度 30.64%）と収納率合計では 95.75%（平成 22 年度 95.14%）と向上し、引き続き、児童手当の申請時期や支給月に滞納者との接触機会をとらえ納付を促しています。

また、どのような指導にも応じず、未納の状態が続く滞納者には児童福祉法第 56 条第 10 項の規定に基づき、財産（給与や預貯金等）の差押えを視野に入れながら、収納率の向上に向けて取り組んでいます。

その他に保育料の口座引き落としの推進を行い払い忘れなどの防止を図っています。

・市営住宅使用料

市営住宅使用料の徴収については、平成 19 年度から滞納整理の強化を図り、悪質滞納者には訴訟による強制退去、3 ヶ月以上の滞納者には、連帯保証人も含め催告書や呼出状の送付、電話や訪問による滞納整理を推し進めた結果、平成 23 年度の現年度分徴収率は 98.71% となり、過年度分の滞納額は、平成 19 年度の約 78,000 千円から平成 24 年度は約 47,000 千円にまで減少しています。

平成 23 年度から公営住宅法第 47 条に規定する管理代行制度を公営住宅に導入し、また、平成 24 年度からは指定管理者制度を特定公共賃貸住宅等に導入することにより徴収の強化を図っています。

また、法的措置によらなければ徴収が困難と思われる悪質な滞納者への新たな取り組みとして、佐伯市市営住宅法的措置対象者検討委員会を設置し、その第 1 回目を平成 25 年 2 月 26 日に開催しました。

今後とも、新たな滞納者をつくらないことを第一に、管理代行者及び指定管理者と連携しながら更なる徴収の強化を図っていきます。

ウ 市有財産の有効活用

市有財産の売却により、12 件で 22,057 千円の売払い収入がありました。今後とも、市有財産の有効活用や処分を推進していきます。

（3）指定管理者制度の活用について

本市では、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的に指定管理者制度を導入しており、平成 24 年度当初時点での導入施設数は 197 施設となっております。

今後は、指定管理者制度が適正に活用されるよう、制度の充実を図ることはもちろんのこと、指定管理期間が終了する施設については、公の施設として指定管理を更新すべきか、市が直接管理をすべきか等を再度精査しながら、市民サービスの向上と行財政改革につなげていきたいと思っています。

総務部

-9 -

8	項目	消費者行政相談	◆消費者行政相談業務の嘱託化または民間委託による職員の削減は断念する。 【理由】国の方針が定められたため。 ◇第2期行財政改革プランと前後して、平成21年9月1日に消費者庁が発足し、国・県の方針として、全ての市町村で苦情相談に応じられる体制を整え、センター化するように、また、消費者行政専任職員の配置をするよう求められている。 ◇相談件数も増加し、多重債務、インターネット利用のトラブル等、相談内容も複雑化し、かつ巧妙化しており、幅広く奥の深い対応が必要となっている。
	内容	消費者行政相談業務について、嘱託化または民間委託を検討する。	
	主管課	公聴広報課	
9	項目	ケーブルテレビ事業	◆検討を継続するが、ここ数年での指定管理の導入は困難 指定管理者制度については、当初予定と状況が変わったため導入するに至っていない。 今後は、他市の状況を調査するなど、指定管理者制度導入に向けた内部的調査を進める。 現行のケーブル施設が老朽化しておりその対応が終わって、具体的な指定管理者制度を検討をすることが望ましい。
	内容	ケーブルテレビ施設の維持管理及び料金徴収事務等に指定管理者制度を導入する。	
	主管課	情報推進課	
10	項目	事務分掌の見直し	◆毎年度見直しを実施 【実績】 平成23年度：振興局所管の社会体育業務を本庁に集約 平成24年度：振興局所管の社会教育業務を本庁に集約 【今後】 平成27年4月以降の各振興局の事務のあり方を検討する。
	内容	振興局の事務分掌を効率化及び住民サービスの観点から見直し、本庁へ集約するもの、振興局で取り扱うものに整理する。	
	主管課	総務課	

財務部

No.	項目及び内容		平成24年度の実績状況
11	項目	各種補助金の見直し	◆見直し方針の作成及び予算への反映 ①市長協議を経て、見直し方針を作成した。 ②見直し方針のうち、特に見直しが必要な案件について、当初予算要求前に担当課と協議を行った。 ③平成25年度当初予算において、一定の効果が期待できる状況である。
	内容	各種補助金において、公平性及び公益性に欠けるもの、支出内容が不適切又は不透明であるもの、補助の必要性に疑義があるものを中心に随時見直しを行う。	
	主管課	財政課	
12	項目	遊休財産の利活用	◆財産に関する調査を基に処分可能な土地を抽出し、平成25年度の売却計画を作成した。 ・平成25年度売却予定 5件 約66,000千円 (金額は固定資産の評価額から算定した額) ・平成26年度以降の計画については平成25年度に検討予定。 ◆以下の物件を、市報・ホームページで公募し売却した。 ・1件 15,405千円(旧小野市小学校)
	内容	普通財産だけでなく用途廃止可能な行政財産も網羅した売却可能資産をとりまとめた売却計画を作成し、計画的に売却する。	
	主管課	財政課	
13	項目	収納体制の強化と公売(インターネット公売を含む。)	◆計画どおり推移 ①収納係職員1名を自治大学校徴収事務専門課程に派遣 ●8月21日～10月3日 ②職員2人の増員で困難案件担当を配置 ●2名で130案件、滞納税340,000千円を対応中 ③財産調査、差押を積極的に実施 ●平成24年12月末現在、財産調査3,492件、差押613件該当税335,430千円、差押による換価500件54,086千円 ④搜索の実施 ●家宅搜索16回を実施 ⑤公売会(インターネット公売含む)の開催 ●インターネット公売5月8日～5月10日 12点出品10点落札(21,350円) ●合同公売会1月6日 94点出品78点売却(290,693円)
	内容	職員の相互研鑽を図るとともに、専門機関への入校など更なる職員のレベルアップに努め、収納体制を強化していく。財産調査、差押えなども引き続き強化し、インターネット公売も積極的に取り組む。	
	主管課	収納課	
14	項目	口座振替の推進及びコンビニ納付	◆口座振替の推進は継続的に実施 ・市報等に掲載し、加入啓発を行う。 ・固定資産税、住民税、国民健康保険税の納付書発送時、口座振替を呼び掛けるチラシを同封する。(固定資産税14,450通、住民税8,350通、国保税5,670通) ・現在、佐伯市のコンビニ普及地域は、旧佐伯市と弥生のみで他の7地域には普及していない。有効性について調査した結果、導入にかかる初期費用及び手数料等、導入費用が多額にかかるため現段階では計画を見合わせ、口座振替推進を強化し徴収率の向上に努めたい。
	内容	継続して口座振替の推進に努めるとともに、コンビニ納付の有効性について検討し、徴収率の向上を図る。	
	主管課	収納課	

15	項目	eLTAX(エルタックス)制度の導入	◆システム導入済 ・平成23年12月19日電子申告の登録受付を開始
	内容	インターネットを通して地方税の申告、納税までのシステム導入に向けた取り組みを強化する。	
	主管課	課税課	
16	項目	土地台帳・家屋台帳の整備	◆佐伯全域の電子化作業が終了し、運用に向けてのセキュリティ最終チェック終了。 ①平成25年2月から、台帳は本庁、全振興局で閲覧できる。 ②あわせてシステム入力業務と並行して行っていた職員の「台帳手書作業」が無くなる。
	内容	本庁及び振興局に保管している土地台帳・家屋台帳の電算化に向け協議・検討していく。	
	主管課	課税課	

企画商工観光部

No.	項目及び内容		平成24年度の実施状況
17	項目	屋形島、深島島民運賃助成事業	◆検討の結果、助成の見直しは断念する。 【理由】 ①他の離島(大入島、大島)との生活基盤整備状況を考慮すると、助成の見直しは時期尚早。 ②国、県と連携している「蒲江航路」が廃止されるリスクもある。 ③補助総額も減少している。 (平成17年度:764千円、平成23年度:413千円)
	内容	屋形島及び深島の島民が定期船を利用する際、運賃の4割相当分を市が助成しているが、将来的に見直しの方向で検討する。	
	主管課	企画課	
18	項目	大島航路事業	◆民営化に向けて協議継続中 ①平成24年10月から新造船が就航し、民営化に向けた施設整備等は整ったが、民営化するためには、始発港の変更、時間帯の変更、寄港地の変更等の航路編成及び整備が必要なため、平成25年3月末まで関係地区との協議を行う。 ②平成25年度公設民営化に向けて、再度準備を開始する。
	内容	現在直営で行っている大島航路事業の民営化を行う。	
	主管課	企画課	
19	項目	公設水産地方卸売市場業務	◆【葛港市場】 民営化は留保する。 ①公設の維持が決定され、平成23年度に新市場の基本を構想策定 ②新市場建設に伴い、多額の一般会計繰入金で予想されるため、民営化は当分の間、留保する。 ◆【鶴見市場】 民営化について引き続き検討中 ①起債の償還が、平成28年度で終了 ②現在は管理運営を、漁協にお願いしている状況(今後) 民営化を推進するにあたり、生産、加工、流通、販売等、それぞれの分野で、市が側面支援できるよう組織・体制の見直しが必要。 (商工振興課・観光課・さいきブランド流通課で役割分担と連携体制を整理する。)
	内容	公設水産地方卸売市場について、民営化の検討を行う。	
	主管課	商工振興課	
20	項目	観光協会の法人化	◆観光協会の法人化が終了 ・平成24年4月1日に、一般社団法人 佐伯市観光協会が設立
	内容	観光課と観光協会の事務分担を明確化し、社団法人化を行い、将来的に自立した組織とする。	
	主管課	観光課	
21	項目	観光施設の管理	◆観光施設の本庁一元化は終了 ①平成23年度:観光課管理係を設置 ②一元管理することで公平・公正な視点での維持管理が可能となった。
	内容	現在各振興局で管理している観光施設を本庁一元化し、管理体制の強化を図る。	
	主管課	観光課	

市民生活部

No.	項目及び内容		平成24年度の取組状況
22	項目	振興局の戸籍事務の集約化	◆平成22年度に本庁集約化済
	内容	戸籍システムの入力は特に正確性を重視するため、振興局で行っている戸籍システムへの入力業務を本庁一括入力とする。	
	主管課	市民課	
23	項目	エコセンター蒲江の中間処理業務	◆閉鎖に向けて引き続き検討中 ①蒲江地区の燃えるごみを、エコセンター番匠で処理するためには、現在の処理量から10%程度の減量をはからなければ“物理的に困難” ②その減量対策として、紙ごみの減量啓発を積極的に行っている。 ③焼却炉などの施設の大規模改修が必要な場合は、廃止も含めて検討する。 (H23.12議会：一般質問回答事項) ④一方、災害・事故時のエコセンター番匠の補完施設として、継続運転させる考え方もある。
	内容	エコセンター蒲江の中間処理施設を閉鎖の方向で検討する。	
	主管課	清掃課	
24	項目	行政ごみ・多量ごみ・有害ごみの民間委託	◆民間委託ではなく、臨時・嘱託化へ変更 → 平成25年度から実施予定 【変更理由】 ①臨時・嘱託化による改革でも、民間委託と同様に“正職員削減”が可能 ②人件費の費用比較においても、臨時・嘱託職員による直営が安価
	内容	現在民間委託してある家庭ごみの収集業務の委託契約の切り替えと併せて、行政ごみ、多量ごみ、有害ごみを民間委託する。	
	主管課	清掃課	
25	項目	家庭ごみ指定袋制事業	◆【配送業務】民間委託ではなく、臨時・嘱託化へ変更 → 平成23年度から実施済み 【変更理由】 ①平成23年度から旧佐伯市地域の配送業務を嘱託化し、順調に業務が推移している。 ②見積書による費用比較においても、臨時・嘱託職員による直営が安価 ◆【保管業務】民間委託ではなく、直営へ変更 → 平成20年度から実施済み 【変更理由】 ①上灘保管施設老朽化による対策として、保管施設の民間委託の検討が行財政改革の項目に浮上した経緯がある。 ②現在は、家庭ごみ収集の全面民間委託により東浜収集センターの車庫(2棟)が空いていることから指定ごみ袋の保管場所として活用しており、最小限の経費による施設の有効利用が図れている。
	内容	家庭ごみの排出に使用する指定ごみ袋の保管、配送、在庫管理等の業務の民間委託を検討する。	
	主管課	清掃課	
26	項目	クリーンセンター業務	◆開始年度が1年遅れているが順調に推移 ・完了後は2,000万円／年程度のランニングコストの削減を見込んでいる。 ・11月に仮契約を行い、12月議会で承認後、本契約を行った。 ・同時に工程を見直し、適正な期間を確保する為、次年度繰越の承認を得た。 【今後】 ・平成24年12月 改造工事(平成25年10月31日完了予定) ・平成25年11月 供用開始
	内容	し尿の下水道投入を平成24年度を目標に実施する。	
	主管課	生活環境課	

福祉保健部

No.	項目及び内容		平成24年度の取組状況
27	項目	保育所の統合及び民間委託の検討	◆今後も引き続き統廃合について検討していく。 (その他) ・久部保育所は、改築し直営を堅持する。
	内容	小規模保育所の統廃合及び指定管理者制度導入の検討	
	主管課	こども福祉課	

28	項目	地域包括支援センター業務	◆平成26年度末までは直営とする。 ○第5期介護保険事業計画推進年度中（H24年度～H26年度）においては直接運営をしていく。 ○高齢者数の増加とともに介護認定者の増加が今後も見込まれるため、地域包括支援センターを直営することで介護諸費用の適正給付につながる努力を一層行っていく。 【今後】 ・第6期介護保険事業計画策定時に、平成27年度以降の運営を再検討していくこととする。 ・正規職員13名については現状のままとする。理由について今期事業計画、地域支援事業において要支援者・2次予防事業対象者に対して介護予防・日常生活支援総合事業を（新規）導入し、利用者の自立支援の向上に取り組むとともに、地域包括ケアシステムの構築等、より専門職員の確保が必要となる。
	内容	地域包括支援センター業務の運営のあり方について検討する。	
	主管課	高齢者福祉課	
29	項目	保健師業務の見直し	◆継続して見直し作業を行っている。 ・日本看護協会の先駆的モデル事業に応募し、社会の変化に対応した保健師活動の構築をするため保健師業務最適化の検討を行っている。 ・組織体制の見直しとして、平成25年4月から、現在の4分室を2分室に集約する。東部分室を保健係に統合、西部1と西部2分室を統合して西部分室とする。 【今後】 ①保健師の組織体制についての検討を行う。（全分室の本庁集約化も視野に入れて） ②日本看護協会のモデル事業を継続し、保健師業務の最適化の検討を行う。
	内容	保健事業の見直しを行い、佐伯市全域を効率的で公平性のある保健事業の構築を行う。	
	主管課	健康増進課	
30	項目	特定健診・特定保健指導業務の移行	◆平成23年度に移管済
	内容	現在保険課に配置している特定健診・特定保健指導の業務を健康増進課に移行し、企画からフォローまで一貫した健診・保健指導活動を実施する。	
	主管課	健康増進課	
31	項目	認定調査業務について	◆老人福祉施設（7施設）への委託は1施設を除いて完了 ◆調査受託法人設立の検討は保留 【理由】認定調査が順調に推移しているため ◆調査員の育成…認定調査員研修の開催
	内容	ケアマネや看護師の資格者に限定する調査員（臨時職員）の確保が困難になっており、安定的に調査を実施するために委託調査の基盤整備に取り組む。	
	主管課	高齢者福祉課	

農林水産部

No.	項目及び内容		平成24年度の取組状況
32	項目	水産振興事業の市負担に一定基準を設けるよう検討する。	◆佐伯市沿岸漁業構造改善事業補助金要綱により実施済 ※平成22年9月1日から適用
	内容	漁協が実施主体となる水産振興事業の市負担に一定基準を設け、適正な運用が図られるよう検討する。	
	主管課	水産課	
33	項目	漁港施設の管理運営体制	◆制度導入を調査検討中 ※大分県漁港漁村整備課は「漁港施設は指定管理にできない」との見解 【今後】 調査の結果、全国でも現時点では類似した例もない、大分県漁協も人員削減しているなか調整に難航している、時期尚早。
	内容	現行、市の直営で管理している漁港施設に指定管理者制度の導入を検討する。	
	主管課	水産課	

建設部

No.	項目及び内容		平成24年度の実施状況
34	項目	市営住宅の維持管理の一元化及び使用料の徴収強化	◆大分県住宅公社へ業務を委託済 ・平成23年度 公営住宅(1,596戸)を管理代行委託 ・平成24年度 特定公共賃貸住宅(117戸)、その他住宅(2戸)を指定管理【今後】 委託した徴収業務について、市・受託業者と連携を図る。 ・滞納者に対し呼び出し等を行い納入指導する。 ・過年度滞納者については、「訴えの提訴」を行っていく。 ・訴訟退去者、居所不明者等の調査請求を行う。
	内容	本業務に指定管理者制度を導入し民間委託を検討すると共に家賃徴収強化を図る。	
	主管課	建築住宅課	

上下水道部

No.	項目及び内容		平成24年度の実施状況
35	項目	上下水道料金等関連業務の民間委託	◆平成23年度 先進地視察(行橋市、大村市) 平成24年度 先進地視察(天草市)及び費用対効果の検証が終了 ※検証結果は、財政的メリットはほとんど無し。 ※但し、対象委託地域が「旧市内のみ」となっており注意が必要 料金業務の民間委託については、当面現行のままとする。しかし、今後も水道事業を取り巻く情勢は変化することが予想されるため、その動向を見据えた上で検討していかなければならないと考える。
	内容	受付窓口、検針、料金計算、精算業務、未集金業務等の民間委託を検討する。	
	主管課	営業課	
36	項目	下水道等使用料の見直し	◆使用料等の統一を実施済（平成22年7月）
	内容	合併前の旧市町村の使用料体系を適用している下水道等使用料を、負担の公平性の観点から統一を図る。	
	主管課	営業課	
37	項目	農・漁集排水施設維持管理の業務委託	◆業務委託を実施済（平成22年度）
	内容	農・漁集排水施設維持管理点検業務のうち一部振興局で対応している異常通報等の対応処理を業務委託する。	
	主管課	施設管理課	
38	項目	上岡水源施設維持管理の業務委託	◆業務委託を実施済（平成23年度）
	内容	直営で運営している水源施設維持管理業務を平成23年度までに全面業務委託を行う。	
	主管課	施設管理課	

教育委員会

No.	項目及び内容		平成24年度の取組状況
39	項目	姉妹都市派遣事業の見直し	◆隔年で実施済 【実施年度】 平成24年度、平成26年度（以下同様）
	内容	姉妹都市との友好を深めるため行っている「姉妹都市グラッドストーンを知る旅」を毎年実施から隔年とする。	
	主管課	教育総務課	
40	項目	社会教育施設の管理体制の検討	◆検討を継続するが、ここ数年での指定管理の導入、または地区への譲渡は困難【理由】 実質、指定先（または譲渡先）が自治区であり、管理費等の支出に対応出来ない状況がある。なお、平成25年度以降の集会所の地区譲渡についても、自治委員と協議したが譲渡には至らず、5年間の指定管理契約を結ぶこととなった。
	内容	各地区公民館等の社会教育施設の指定管理者制度の導入及び集会所の地区への譲渡を検討していく。	
	主管課	社会教育課	
41	項目	生涯学習推進事業の見直し	◆引き続き事業の見直しを検討する。 ・平成23年度に振興局社会体育担当職員が嘱託化、平成24年度に社会教育担当職員が嘱託化となり、本庁直轄体制となった。 ・このことにより、統一しきれていない部分などの集約化が期待される。 ・平成24年度は、平成25年度予算作成に向けて、ばらばらで予算計上していた事業について、同じ科目の予算の統一を図った。
	内容	各事業の事業効果、同種類の集約等により内容の見直しを行う。	
	主管課	社会教育課	
42	項目	振興局管内の社会体育及び生涯学習の体制の見直し	◆体制の見直しが完了 ①平成23年度 振興局社会体育担当職員を嘱託化 ②平成24年度 振興局社会教育担当職員を嘱託化
	内容	地域振興・教育課の社会体育及び生涯学習担当の臨時・嘱託化を検討する。	
	主管課	社会教育課・スポーツ振興課	
43	項目	体育指導委員の適正数の検討	◆検討の結果、適正人数は現行の人数とする。 【理由】 平成23年度から振興局社会体育担当職員を嘱託化したため、各地域のスポーツ推進委員（旧名：体育指導員）の協力が必要なことから、当分の間現行人員を適正数とする。 ※スポーツ基本法により、スポーツ推進委員を置くことが定められており、その人数は条例で定めている。 ●条例定数：110人以内 → 現行97人（平成24年12月現在）
	内容	体育指導委員の職務を遂行上必要最低限の人数を調査及び検討する。	
	主管課	スポーツ振興課	
44	項目	総合運動公園の管理運営体制	◆指定管理者制度導入済（平成22年度）
	内容	総合運動公園に平成22年度から指定管理者制度を導入する。	
	主管課	スポーツ振興課	
45	項目	学校給食施設の民間委託及び統合の検討	◆引き続き【民間委託】を検討 ・堅田給食センター（平成25年度から民間委託を実施） ・その他の給食センターについては、引き続き民間委託及び、統廃合の検討を行う。
	内容	平成25年度までに全施設の民間委託を実施し、28年度までに現在の15施設を8施設に統合する。	
	主管課	学校給食室	

会計課

No.	項目及び内容		平成24年度の取組状況
46	項目	支払い業務の事務軽減	◆公共料金支払事務処理の軽減を図るためには、公共料金口座引き落としシステム「公振くん(金融機関のシステム名)」の指定金融機関(大分銀行)での導入が必要。
	内容	電気・水道・電話料金などの公共料金の支払いを口座引き落としできるシステムを導入し、支出命令の件数を減少させ会計課職員及び各課予算執行職員の事務処理の軽減を図る。	◆現在、指定金融機関である大分銀行は「公振くん」の導入をしていないが、平成25年5月にシステム改修を予定しているため、その際に導入してもらえれば、平成25年度中に事務軽減が図れる予定である。 ◆佐伯市の財務システムは、「公振くん」に対応可能。 ・指定金融機関である大分銀行に、「公振くん(金融機関のシステム名)」を導入するよう平成23年度大分県都市会計管理者会議で導入の要望を決定。 (幹事市である大分市の会計管理者が大分銀行に要望中) ◇対象 電気料金、電話料金、水道料金
	主管課	会計課	

選挙管理委員会

No.	項目及び内容		平成24年度の取組状況
47	項目	ポスター掲示場および投票所の見直し	◆ポスター掲示場の見直し完了 市長市議選には332箇所調整を行った。この数字を当面適正数とする。 ・平成17年4月市長市議選挙 429箇所 ・平成21年4月市長市議選挙 345箇所 ・平成23年4月県知事選挙 332箇所
	内容	投票所については、有権者数、距離等を参考に見直し。ポスター掲示場については見直し後の350箇所の微調整を行う。	◆投票所の見直し完了 ・農業委員会選挙 平成17年:61箇所 → 平成20年:30箇所 → 平成23年:21箇所 ・海区漁業調整委員会選挙 平成20年:33箇所 → 平成24年:14箇所 ・通常選挙 平成24年:86箇所 [合併時から変更なし]
	主管課	選挙管理委員会	◎平成24年末にポスター掲示場及び投票所の見直しについても達成できた。

消防本部

No.	項目及び内容		平成24年度の取組状況
48	項目	消防本部組織の見直し	◆組織の見直しと西部分署の統合が完了 ①平成22年10月1日:新庁舎にて業務開始 ②消防本部予防課と警防課を統合 ③西部分署の統廃合 ④通信指令課を新設し、通信員の専従体制(6名)を確保
	内容	新庁舎移転に併せ、組織の見直しを行うことにより通信司令室を専従体制とする。また、西部分署の統合も同時に行う。	
	主管課	消防総務課	
49	項目	消防団組織の見直し	◆平成25年度からの一団制に向けて作業中 ※佐伯市消防団組織再編推進委員会(各団長9名)により、平成24年度において年3回の推進会議を開催し一団制に向けて協議中
	内容	現在消防団を9団の連合制で組織しているが、指揮命令系統を統一するため一団制とする。	
	主管課	消防総務課	

Ⅲ 今後の財政収支の見通し

現在の佐伯市の財政状況をみたときに着目すべき点は、類似都市と比較しても依然として大きな市債残高を有していることと、今後の地方交付税の動向です。

1点目の市債残高は、第2期プランの基本方針である『平成26年度末の市債残高を21年度末から100億円削減する（※臨時財政対策債、減税補てん債等の普通建設事業以外に係る市債を除く。）』を達成するために、国の施策により補償金免除繰上償還を実施するとともに、高利率の市債について積極的に繰上償還を実施（平成22年度：約5億4千万円、平成23年度：約5億2千万円、平成24年度：約3億5千万円（予定））してきました。特に第2期プラン中は、新庁舎建設事業等の大規模事業を行う中で、投資的経費の決算規模を年平均80億円以内（国の経済対策は除く。）にすることを踏まえ、市債残高が増えないように進行管理を行っていかねばなりません。

2点目の地方交付税については、現在の国の動向をみると今後の伸びが期待できない状況にあり、それに加えて平成27年度以降は、市町村合併により特別に配慮されている普通交付税の加算措置が段階的に減額されます。

今回の試算を行うに当たり、歳入は、市民税等の税制改正等を勘案し、地方交付税、臨時財政対策債の伸び率は、県資料を基に作成しています。

歳出については、平成23年度決算を参考に前述した投資的経費年平均80億円を前提に、公共事業等実施計画を基に試算を行っています。

この試算では、平成25年度に財源不足が見込まれますが、平成26年度末の基金残高は約133億円を保有できる見込みとなります。なお、市債残高についても平成26年度末の市債残高は、平成21年度末から100億円以上の削減が可能となる見込みです。

上記の試算については、今後も引き続き行財政改革を行うことを前提とした結果であり、こうしたことから、今後はより一層、人件費及び公債費等の経常経費の削減に努めるとともに、市税等の徴収率のアップ、各種施策の見直し等を図り、財政運営の健全化に向けて全力で取り組むことが不可欠であります。

今後も第2期プランの目標達成に向け、市民の皆様のご理解を頂きながら、引き続き行財政改革を進めていかねばならないと考えています。

今後の財政収支の見通し(平成24年11月試算)

※それぞれの項目で端数処理しているため差引・合計は一致しない場合があります。

(単位: 百万円、%)

区分	22年度(決算額)		23年度(決算額)		24年度		25年度		26年度		27年度	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率
市税	7,408		7,402	-0.1	7,302	-1.4	7,260	-0.6	7,324	0.9	7,304	-0.3
地方交付税	19,098		19,638	2.8	19,334	-1.5	18,986	-1.8	19,539	2.9	19,359	-0.9
国・県支出金	9,779		8,199	-16.2	8,939	9.0	8,074	-9.7	7,888	-2.3	7,747	-1.8
市債	4,966		4,340	-12.6	7,655	76.4	8,717	13.9	5,227	-40.0	3,986	-23.7
(臨財債・減税債)	2,255		1,675	-25.7	1,694	1.1	1,806	6.6	1,289	-28.6	1,113	-13.7
その他の収入	4,356		4,075	-6.5	3,528	-13.4	2,922	-17.2	2,922	0.0	2,922	0.0
歳入合計	45,607		43,653	-4.3	46,758	7.1	45,960	-1.7	42,900	-6.7	41,318	-3.7

義務的経費	23,559		23,833	1.2	23,445	-1.6	23,386	-0.3	23,191	-0.8	22,379	-3.5
(人件費)	8,375		8,450	0.9	8,625	2.1	8,601	-0.3	8,583	-0.2	7,838	-8.7
(扶助費)	6,533		6,657	1.9	6,709	0.8	6,607	-1.5	6,505	-1.5	6,167	-5.2
(公債費)	8,651		8,725	0.9	8,112	-7.0	8,178	0.8	8,103	-0.9	8,374	3.3
投資的経費	7,187		5,514	-23.3	9,538	73.0	10,420	9.2	6,687	-35.8	5,652	-15.5
投資的経費(経済対策を除く)	5,248		5,514	5.1	9,538	73.0	10,420	9.2	6,687	-35.8	5,652	-15.5
その他の経費	13,922		13,588	-2.4	13,550	-0.3	12,424	-8.3	12,436	0.1	12,460	0.2
歳出合計	44,668		42,935	-0.0	46,534	0.1	46,230	-0.0	42,314	-0.1	40,492	-0.0

歳入歳出差引	939		718		225		-270		586		827	
--------	-----	--	-----	--	-----	--	------	--	-----	--	-----	--

余剰額は全額基金積立・不足額は全額基金取崩で対応

《基金残高の推計》

	22年度末現在高	23年度末現在高	24年度末現在高	25年度末現在高	26年度末現在高	27年度末現在高
行革プラン対象	10,852	12,445	12,955	12,689	13,280	14,111
行革プラン対象外	7,874	7,881	7,892	7,906	7,919	7,932
全基金合計	18,726	20,326	20,847	20,595	21,199	22,044

- ・平成21年度末残高(対象基金) 8,610百万
- ・行革プラン対象基金: 財政調整基金・減債基金・その他取崩型基金
- ・平成24年度の基金残高には平成23年度決算余剰積立金(280百万)を含む。

《市債残高の推計》

	22年度末現在高	23年度末現在高	24年度末現在高	25年度末現在高	26年度末現在高	27年度末現在高
市債残高計	65,029	61,600	62,009	63,377	61,362	57,827
臨財債・減税債等	14,579	15,854	17,128	18,339	18,880	18,874
その他の市債	50,450	45,747	44,881	45,039	42,482	38,953

- ・平成21年度末現在高(その他の市債) 54,819百万円

◎今回の推計の考え方 ～ この試算は、平成24年度決算見込みを基準に平成27年度までの普通会計における財政収支の推計です。本推計は、今後も現行の地方財政制度が維持されることを前提に一定の仮定の下で機械的に試算したものです。今後の経済状況や国の制度改正等により数値は変動します。

1 歳入

(1) 市税

24年度は決算見込みとし、25年度以降は県資料による前年度伸び率、人口推計、税制改正等を勘案して計上。

(2) 地方交付税

○普通交付税は24年度は決算見込みとし、25年度以降は、前年度伸び率(県資料)等を反映して計上。

(※公債費算入分については伸び率等による影響はないものとして除外している)

※県資料

H25	H26	H27
-2.0%	2.5%	-0.5%

○特別交付税は24年度は決算見込み(基準値)とし、25年度以降は24年度を基準にして一定額で計上。

(3) 市債

○臨時財政対策債

24年度は決算見込み(基準値)を計上し、25年度以降は、基準値に対前年度伸び率(県資料)を乗じて計上。

※県資料

H25	H26	H27
6.6%	-28.6%	-13.7%

○投資的経費充当地方債

24年度の投資的経費充当分は決算見込みとし、25～27年度は第2期行革プラン及び公共事業等実施計画の財源比率等を参考にして推計。

○その他地方債

過疎ソフト債 24年度は決算見込みを計上、25～27年度は事業費3億円で設定。

(4) 国・県支出金及びその他歳入

国県支出金は、24年度は決算見込みを計上し、25年度以降は24年度をベースに各歳出の財源充当の状況等を勘案して積算した。

その他の歳入については25年度以降は24年度をベースとしてほぼ一定として計上。

(ただし24年度は、前年度繰越金として23年度歳入歳出差引額 718百万円が含まれている)

2 歳出

(1) 義務的経費

○人件費は24～26年度については第2期行革プランによる職員数の減少及びそれに伴う退職手当の必要見込額を勘案して推計。

○扶助費は24年度は決算見込み(基準値)を計上し、25年度以降は、基準値に人口推計(全体人口、年少人口、老年人口割合)等を反映して計上。

○公債費は過去の借入分に今後の発行見込みの償還額を加算し計上。

(2) 投資的経費

24年度は決算見込みとし、25年度から27年度は第2期行革プラン及び公共事業等実施計画等を参考にして計上。

(3) その他経費

○繰出金については各会計の事業計画に沿って見込額を計上した。

○繰出金以外のその他経費は、24年度は決算見込み(基準値)とし、25年度以降は、基準値をベースに基本的に伸び率ゼロとして計上。

2 職員の年齢構成(平成25年度見込み)

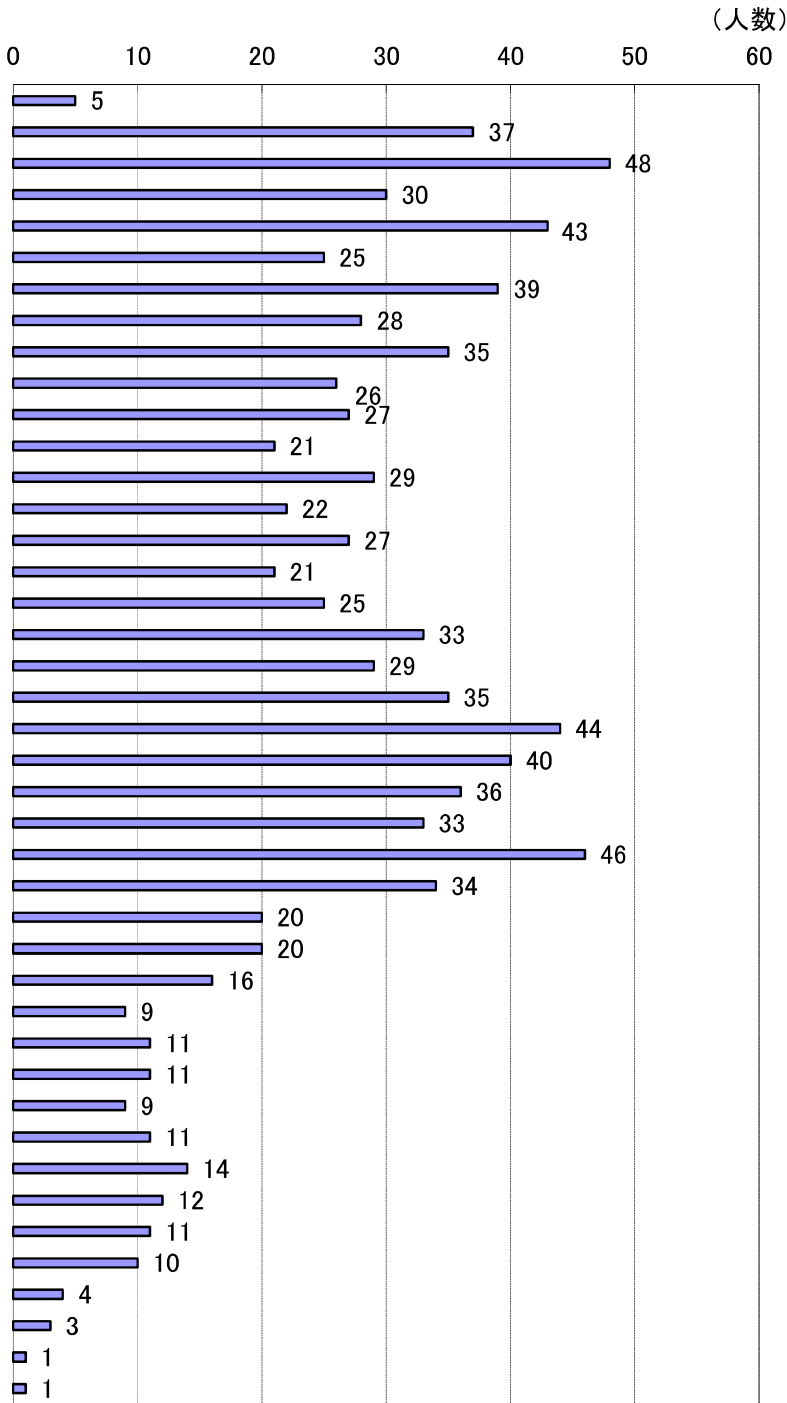
【資料2】

(参考) 24.4.1現在職員数 1,010人
24年度退職者等数 48人
25年度新規採用数 19人

※25.4.1現在職員(予定)数981人

年度	25年度中 到達年齢 (歳)	左の 生年度	左の対象 人数 (人)
25	60	28	5
26	59	29	37
27	58	30	48
28	57	31	30
29	56	32	43
30	55	33	25
31	54	34	39
32	53	35	28
33	52	36	35
34	51	37	26
35	50	38	27
36	49	39	21
37	48	40	29
38	47	41	22
39	46	42	27
40	45	43	21
41	44	44	25
42	43	45	33
43	42	46	29
44	41	47	35
45	40	48	44
46	39	49	40
47	38	50	36
48	37	51	33
49	36	52	46
50	35	53	34
51	34	54	20
52	33	55	20
53	32	56	16
54	31	57	9
55	30	58	11
56	29	59	11
57	28	60	9
58	27	61	11
59	26	62	14
60	25	63	12
61	24	64	11
62	23	元	10
63	22	2	4
64	21	3	3
65	20	4	1
66	19	5	1
職員数			981

職員の年齢構成ピラミッド(平成25年度:見込み)



3 県内類似都市との職員数の比較

【資料3】

大部門以上定員管理診断表(3市比較)

大 部 門	中津市 24.4.1 現 在 職 員 数 A 人	日田市 24.4.1 現 在 職 員 数 B 人	佐伯市 24.4.1 現 在 職 員 数 C 人	中津市との 比 較 C-A	日田市との 比 較 C-B
議 会	6	7	8	2	1
総 務	139	169	179	40	10
税 務	50	36	56	6	20
民 生	128	99	124	▲ 4	25
衛 生	53	56	79	26	23
労 働	2	2		▲ 2	▲ 2
農林水産	56	58	80	24	22
商 工	19	29	37	18	8
土 木	84	64	90	6	26
一般行政計	537	520	653	116	133
教 育	102	72	109	7	37
消 防	96	78	122	26	44
普通会計計	735	670	884	149	214
病 院	288		9	▲ 279	9
水 道	26	24	42	16	18
交 通			3	3	3
下 水 道	16	18	24	8	6
そ の 他	36	24	49	13	25
公営企業等会計	366	66	127	▲ 239	61
合 計	1,101	736	1,011	▲ 90	275

中・小部門定員管理診断表(中津・日田との比較)から抜粋

大 部 門	中 部 門	小 部 門	中 津 24. 4. 1 現在職員数 H24年3月末人口 85,784人	日 田 24. 4. 1 現在職員数 H24年3月末人口 71,068人	佐 伯 24. 4. 1 現在職員数 H24年3月末人口 78,392人	中津との 比 較	日田との 比 較	参考		
			A	B	C	C-A	C-B	佐伯 23.4.1 現在職員数	佐伯市の 修正値× 住基人口 /10000	佐伯市の 超過数
議 会	議会		6	7	8	2	1	8	7	1
総 務	総務一般	総 務 一 般	71	81	83	12	2	80	59	21
		会 計 出 納	9	6	9	0	3	9	8	1
		管 財	9	5	4	-5	-1	5	7	▲ 2
		職 員 研 修 所				0	0			0
	企画開発	行 政 委 員 会	6	7	7	1	0	7	6	1
			10	11	16	6	5	16	14	2
	住民関連	住 民 関 連 一 般	6	15		-6	-15			0
		防 災		5	8	8	3	6	4	2
		広 報 広 聴	7	10	21	14	11	23	4	19
		戸 籍 等 窓 口	21	17	31	10	14	32	21	11
	そ の 他			12		0	-12			0
税 務	税務		50	36	56	6	20	57	39	18
民 生	民生	民 生 一 般	22	22	14	-8	-8	14	18	▲ 4
		福 祉 事 務 所	40	30	48	8	18	50	36	14
		児 童 相 談 所 等				0	0			0
		保 育 所	42	25	58	16	33	57	64	▲ 7
		老 人 福 祉 施 設	11	12		-11	-12			0
		その他の社会福祉施設		2		0	-2			0
		各 種 年 金 保 険 関 係	6	2	4	-2	2	5	4	1
		旧 地 域 改 善 対 策	7	6		-7	-6			0
衛 生	衛生	衛 生 一 般	29	36	7	-22	-29	7	15	▲ 8
		市町村保健センター等施設			39	39	39	39	20	19
		保 健 所				0	0			0
		と 畜 検 査				0	0			0
		試 験 研 究 養 成 機 関				0	0			0
		医 療 施 設		7		0	-7			0
	公害	火 葬 場 墓 地				0	0			0
			2	1		-2	-1			0
	清掃	清 掃 一 般	9	11	11	2	0	11	8	3
		ご め 収 集			3	3	3	5	16	▲ 11
		ご め 処 理	3		8	5	8	8	10	▲ 2
		し 尿 収 集				0	0			0
	環境保全	し 尿 処 理				0	0			0
			10	1	11	1	10	10	5	5
労 働	労働	労 働 一 般	1	2		-1	-2			0
		職 業 能 力 開 発 校				0	0			0
		勤 労 セ ン タ ー 等 施 設	1			-1	0			0
農 林 水 産	農業	農 業 一 般	46	46	50	4	4	51	30	21
		試 験 研 究 養 成 機 関				0	0			0
	林業	林 業 一 般	9	12	14	5	2	18	5	13
		試 験 研 究 養 成 機 関				0	0			0
	水産業	水 産 業 一 般	1		10	9	10	10	4	6
		漁 港			6	6	6	6	3	3
		試 験 研 究 養 成 機 関				0	0			0

大 部 門	中 部 門	小 部 門	中 津	日 田	佐 伯	中津との 比 較	日田との 比 較	参 考		
			24. 4. 1 現在職員数 H24年3月末人口 85,784人	24. 4. 1 現在職員数 H24年3月末人口 71,068人	24. 4. 1 現在職員数 H24年3月末人口 78,392人			佐伯 23.4.1 現在職員数	佐伯市の 修正値× 住基人口 /10000	佐伯市の 超過数
			A	B	C			D	E	D-E
商工	商工	商 工 一 般	9	19	19	10	0	19	8	11
		中 小 企 業 指 導 試 験 研 究 養 成 機 関				0	0			
		観 光	10	10	18	8	8	19	7	12
土	土木	土 木 一 般	43	33	37	-6	4	39	28	11
		用 地 買 収 港 湾 ・ 空 港 ・ 海 岸	4		9	5	9	10	4	6
木	都市計画	建 築	19	14	19	0	5	19	11	8
		都 市 計 画 一 般 都 市 公 園	14 4	12 4	24 1	10 -3	12 -3	19 2	12 4	7 ▲ 2
		ダ ム				0	0			
		下 水		1		0	-1			
教	教育一般	教育一般 教育研究所等	32	30	28	-4	-2	27	23	4
		社 会 教 育 一 般 文 化 財 保 護 公 民 館 その他の社会教育施設	11 6 6	5 17 12	14 4 2	3 -2 -4	9 -13 -10	19 5 2	11 5 12	8 ▲ 10
育	保健体育	保 健 体 育 一 般 給 食 セ ン タ ー 保 健 体 育 施 設	11 21	3 4	13 3	2 -18 0	10 -1 0	16 4	8 15	8 ▲ 11
		小 学 校 義 務 教 育 中 学 校 特 殊 学 校 (小・中学部)			14 4	14 4 0	14 4 0	13 4	15 7	▲ 2 ▲ 3
		高 等 学 校 大 学 ・ 短 期 大 学 特 殊 学 校 (高 等 部) 幼 稚 園 そ の 他	15		27	0 0 0 12 0	0 0 0 27 0	27	25	2
消防	消 防		96	78	122	26	44	118	112	6
普通会計合計			735	670	884	149	214	896	714	182
		病院	288		9	-279	9	11		
		水道	26	24	42	16	18	43		
		交通			3	3	3	3		
		下水道	16	18	24	8	6	24		
		その他	36	24	49	13	25	49		
公営企業等会計計			366	66	127	▲ 239	61	130		
総合計			1,101	736	1,011	-90	275	1,026		

日田市の広域換算分 消防

78

日田市の人口 (H24.3.31)
日田市玖珠郡合計人口

71,068
98,948

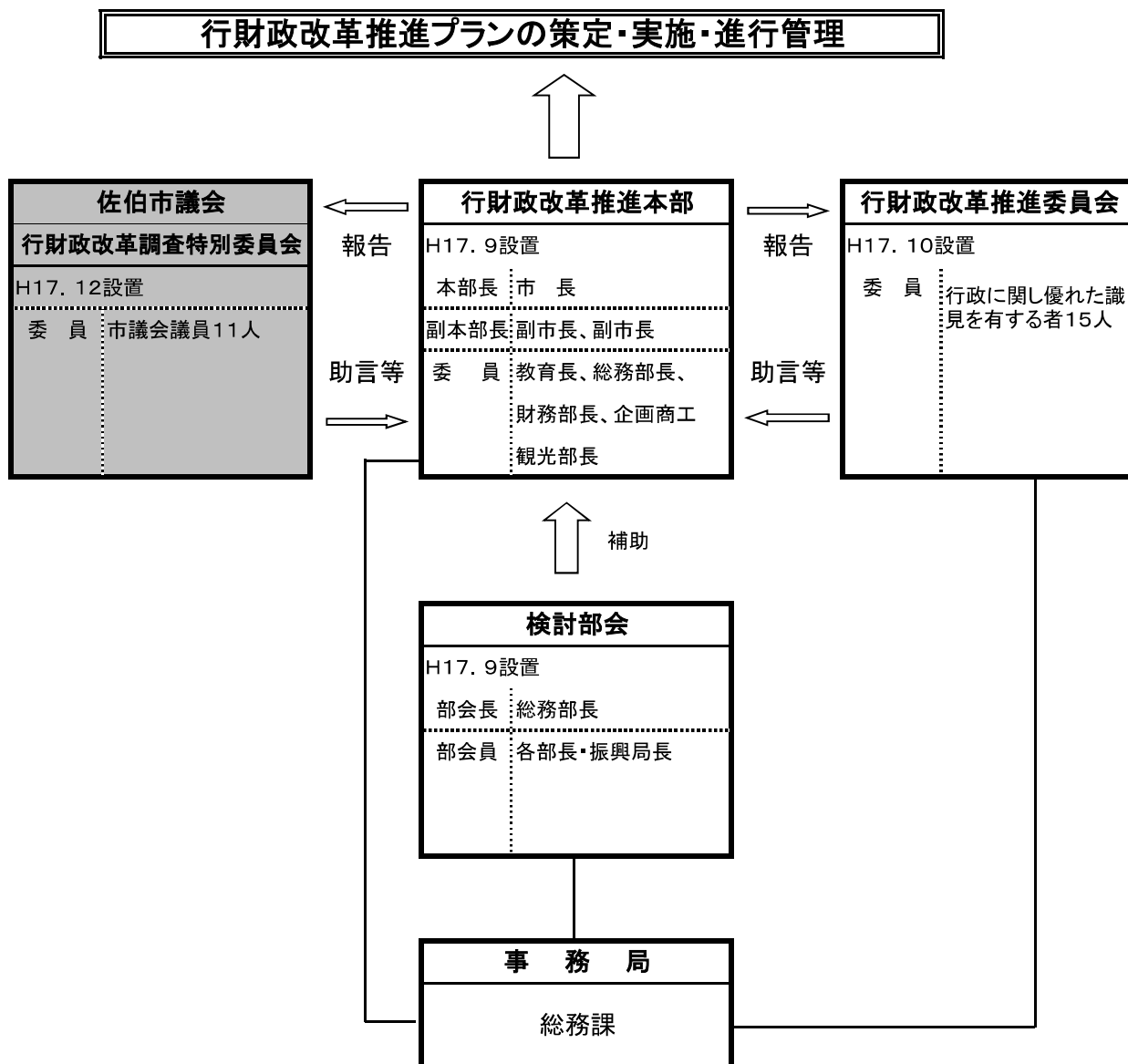
	職員総数	日田市	プロパー	うちプロパー職員日 田市換算分	合計
消防本部	108	3	105	75	78

プロパー職員の日田市換算人数

$$105 \times \frac{71,068}{98,948} = 75 \text{ 人}$$

※広域職員のうち日田市に換算する職員数 75 人

4 行財政改革推進プランの推進体制



5 佐伯市行財政改革推進委員名簿

職 名	所 属	氏 名
委 員	商工関係	利 光 充 規
委 員	商工関係	柳 井 道 則
委 員	商工関係	金 碇 長一郎
委 員	商工関係	笹 田 哲 史
委 員	自治委員会	山 中 琢 磨
委 員	社会福祉、保健医療関係	恒 松 芳 洋
委 員	社会福祉、保健医療関係	広津留 由紀子
委 員	社会福祉、保健医療関係	甲 斐 る り
委 員	地域づくり団体関係	吉 田 裕 子
委 員	地域づくり団体関係	磯 川 利恵子
委 員	地域づくり団体関係	和 哥 山 邦 彦
委 員	青年、女性団体関係	宮 原 チヅ子
委 員	青年、女性団体関係	井 上 真 紀
委 員	社会教育、学校教育関係	藤 田 圭 亮
委 員	労働団体	奥 村 正 二

6 佐伯市行財政改革推進本部 本部員名簿

職	職 名	氏 名
本部長	市 長	西 嶋 泰 義
副本部長	副 市 長	—————
〃	副 市 長	—————
本部委員	教 育 長	分 藤 高 嗣
〃	総務部長	内 田 昇 二
〃	財務部長	井 上 勇
〃	企画商工観光部長	飛 高 勝 則

佐伯市行財政改革推進本部 検討部会員名簿

職	職 名	氏 名
部会長	総務部長	内 田 昇 二
部会員	財務部長	井 上 勇
〃	企画商工観光部長	飛 高 勝 則
〃	市民生活部長	岡 本 英 二
〃	福祉保健部長	飛 高 弥 一 郎
〃	建設部長	永 田 亀 男
〃	上下水道部長	—————
〃	農林水産部長	坪 根 大 吉
〃	教育部長	福 泉 慶 一 郎
〃	議会事務局長	矢 野 悦 三
〃	消防長	安 部 幸 一
〃	上浦振興局長	岡 崎 税
〃	弥生振興局長	山 野 内 眞 人
〃	本匠振興局長	狩 生 早 己
〃	宇目振興局長	柴 田 勝 徳
〃	直川振興局長	山 内 一 成
〃	鶴見振興局長	清 家 文 明
〃	米水津振興局長	簀 河 原 司
〃	蒲江振興局長	渡 邊 熊 義

7 関係条例等

○佐伯市行財政改革推進委員会条例

平成17年9月29日

条例第385号

改正 平成22年3月31日条例第7号

(設置)

第1条 佐伯市における行財政改革を推進するに当たり、これに民意を反映させるため、佐伯市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市が策定する行財政改革推進プランに関し報告を受け、必要な事項を調査、審議し、市長に対し助言等を行う。

2 委員会は、前項に掲げるもののほか、行財政改革に係る重要事項について調査、審議し、市長に対し必要な助言等を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、行政に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは、市長は直ちに後任者を委嘱するものとする。この場合において補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長1人及び副会長1人を置き、それぞれ委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日条例第7号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○佐伯市行財政改革推進本部要綱

平成17年8月19日

告示第133号

改正 平成18年3月31日告示第66号

平成19年3月29日告示第42号

平成19年7月1日告示第87号

平成22年3月31日告示第47号

平成23年3月31日告示第50号

平成24年3月30日告示第49号

(設置)

第1条 佐伯市における行財政改革の推進を図るため、佐伯市行財政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革プランの策定及び実施に関すること。
- (2) 行財政改革の企画及び実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

2 本部長は、市長、副本部長は副市長をもって充てる。

3 委員は、教育長、総務部長、財務部長及び企画商工観光部長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、行財政改革の実施を統括するとともに、会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 前項に規定する本部長の職務を代理する副本部長は、佐伯市副市長の事務分担に関する規則（平成17年佐伯市規則第271号）第2条第3項に規定する行財政改革を担当する副市長が行うものとする。

4 本部長、前項に規定する本部長の職務を代理する副本部長が、ともに事故あるときは、佐伯市副市長の事務分担に関する規則第2条第3項に規定する行財政改革を補佐する副市長が行うものとする。

(会議)

第5条 推進本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 会議は、本部長、副本部長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員（副本部長を含む。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(検討部会の設置)

第6条 本部長は、行財政改革に関し、具体的な事案を調査、研究及び検討するため、推進本部に検討部会を置くものとする。

(検討部会の組織及び運営等)

第7条 検討部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は総務部長を、部会員は佐伯市行政組織規則（平成17年佐伯市規則第4号）第3条第1項に規定する部長及び佐伯市振興局設置条例施行規則（平成17年佐伯市規則第6号）第4条第1項に規定する振興局長並びに議世事務局長、教育部長及び消防長をもって充てる。

3 部会長は、必要に応じて検討部会を開催するものとする。

4 部会長は、前項に規定する検討部会以外に各部会員と個別の事案について協議を行うことができる。

5 部会長は、調査研究の経過及び結果を推進本部に報告しなければならない。

6 部会員はその所管する部等における行財政改革プランの策定及び実施に関し、有効かつ適切に推進されるよう、これを統括する責務を有する。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日告示第66号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日告示第42号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月1日告示第87号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第47号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第50号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第49号）

この告示は、公示の日から施行する。